

札幌市立南郷小学校

いじめ防止基本方針



平成27年8月

令和5年度4月改正

札幌市立南郷小学校

はじめに

南郷小学校は、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「札幌市立小南郷小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1. いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成 25 年）

本校は、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

※参考

【**具体的ないじめの態様**】 ～国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より～

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

【**「いじる」行為の具体的な例**】 ～近年多くなった「いじる」行為やネット上のいじめ～

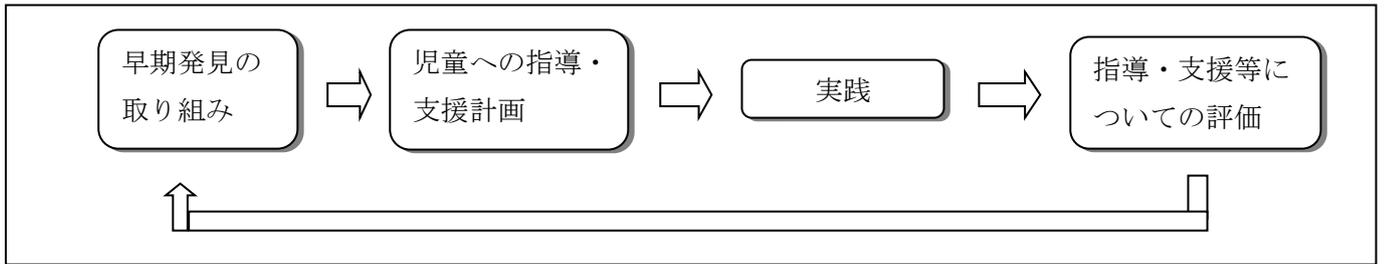
- ◇ 周囲の受けをねらって自らの失敗を周囲に言い放し、それを周囲があげつらって笑う。
- ◇ 仲間はずれにされたくないために周囲の受けをねらって自分の好きな児童生徒の名前を大声で叫ぶ。
- ◇ いじられる傾向にある児童生徒に対して、その仲間ではない児童生徒が、本人が全くその気がないのに、学級委員や係のリーダー等にその児童生徒の名前をあげて推薦する。
- ◇ 教職員が周囲の受けをねらったあだ名をつけられた児童生徒に対して、そのあだ名を呼ぶ。

【**ネット上の「いじめ」の具体的な例**】

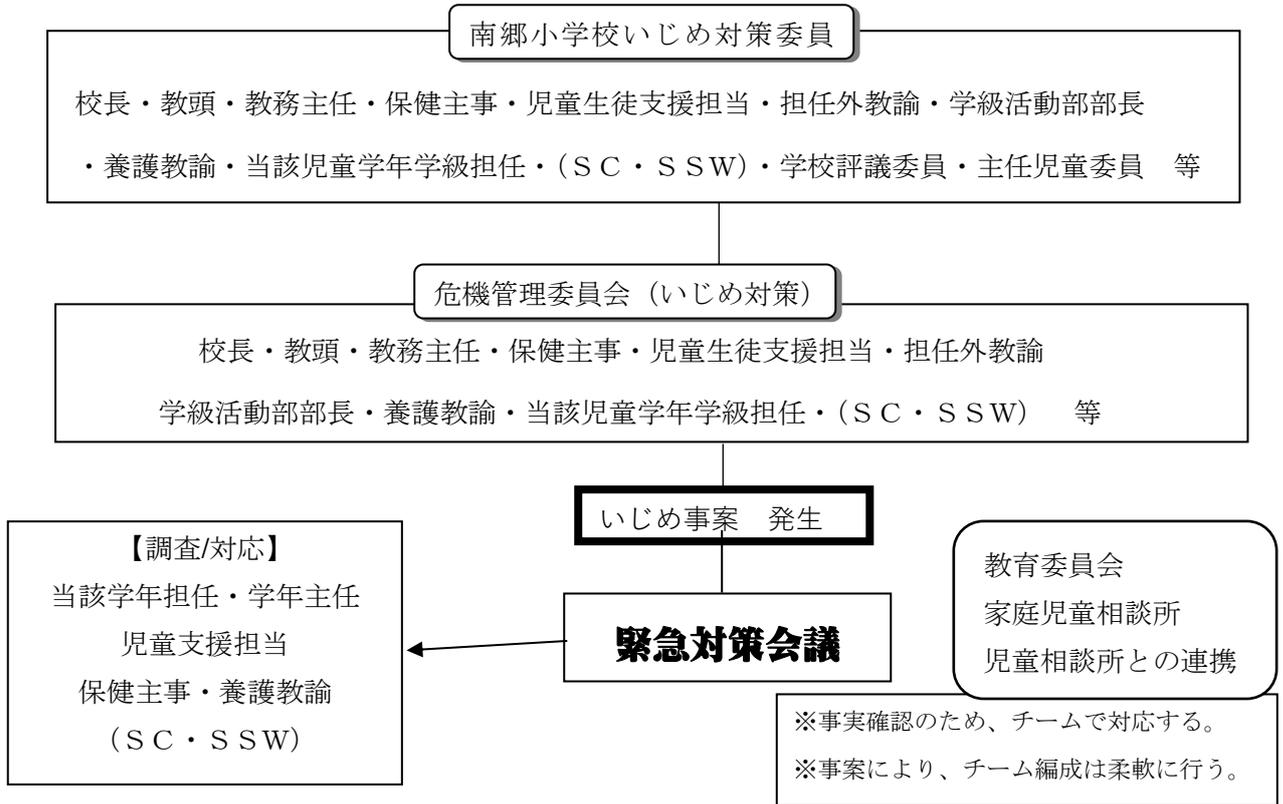
- ◆ インターネットの掲示板や学校の裏サイト、ブログ・プロフ等へ誹謗中傷等を書き込まれる。
- ◆ 本人になりすまして、個人情報や本人にとって不利益となる情報を流される。
- ◆ 悪口等が書かれたメールやラインを複数の人に転送するよう不特定多数から求められる。
- ◆ 自分宛に差出人を詐称した攻撃的なメールやラインが届く。

2 校内体制

(1) 危機管理委員会を中心とした取り組み



(2) 組織図



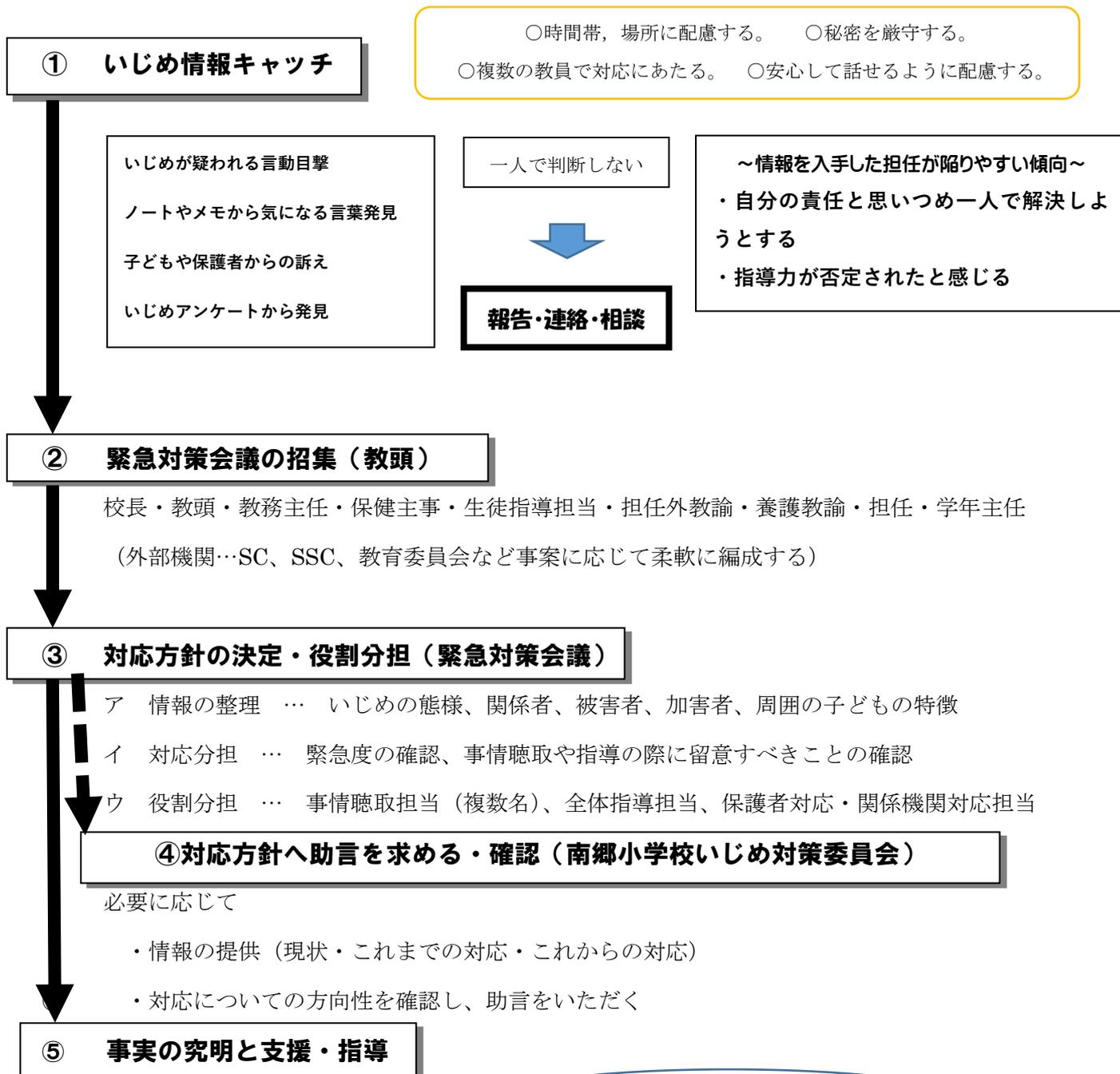
3 未然防止・早期発見・早期対応のための年間計画

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり 人間関係づくり											
早期発見に向けた取組			アンケート	教育相談・個人懇談			アンケート	アンケート(市)	教育相談・個人懇談	アンケート	教育相談	中学校・次学年への 引継ぎ
職員会議・対応チーム	職員会議 (基本方針提案)			アンケート	職員研修 取組評価				アンケート	職員研修 取組評価	アンケート	取組評価 次年度計画

学年・学級づくり 人間関係づくり
異学年での人間関係づくり 道徳教育

学級活動部

4 早期発見から初期対応



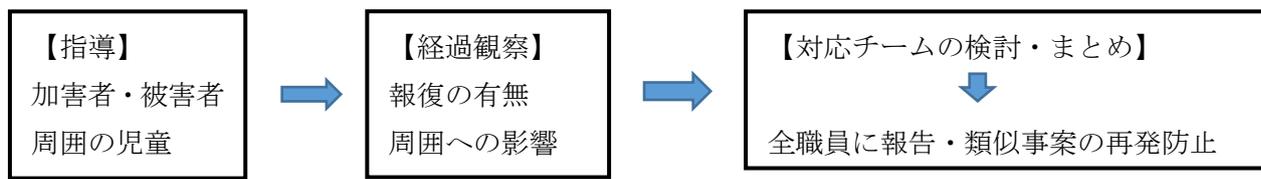
発覚から3日目をめどに迅速に対応

◆いじめられている子へ

秘密の厳守 複数教員での対応、安心して話せるよう時間帯・場所に配慮

◆いじめている子へ

複数教員での対応、きっかけ・言い分をしっかりと聞く



5 未然防止について

(1) 児童への指導

学級経営の充実

道徳教育の充実

豊かな人間関係作りプログラム（ピア・サポート）の推進

(2) 保護者への啓発活動

メディアリテラシーを養う

学校からの情報発信

(3) 地域との連携

学校を核とした地域コミュニケーション

(4) 教職員の研修

- ・ 共通理解 本校のいじめ防止基本方針について
- ・ 事例研究 本校で起きたいじめ事例への対応を検討
- ・ 人権尊重教育について
- ・ 教育相談のスキル向上
- ・ いじめのない学級経営の在り方

(5) 子どもたちの自主的な活動（児童会を中心に）【例】

標語づくり

挨拶運動

おもいやり活動

6 いじめの早期発見について

(1) 児童の出すいじめのサイン

① 体調の変化

- ・ 欠席，遅刻が多くなる・・・頭痛・腹痛・吐き気，微熱
- ・ 保健室へ行く機会が多くなる・・・はっきりしない症状
- ・ 自信のない態度・・・おどおどする様子

② 友人関係の悪化

- ・ 今までとの交友関係が変化する・・・遊びや普段の生活の中での気遣い
- ・ 孤立・・・グループ作りで最後まで残る

③ 学級の雰囲気

- ・ 周囲の様子の変化・・・失敗に対する目配せ，含み笑い，やじをする
- ・ ボス的存在に左右される言動

(2) 早期発見の手立て

① 日常の観察

日常観察 チェックリスト

時系列	項目	観点
(1) 登校から朝の会	①	遅刻・欠席・早退などが増えた。
	②	朝の健康観察の返事に元気がない。
(2) 学習時間	③	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
	④	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	⑤	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
	⑥	グループにする時に、机を離されたり、避けられたりする。
(3) 休み時間	⑦	休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	⑧	遊んでいる時も特定の相手に、必要以上に気を遣う。
	⑨	遊び仲間が変わった。
(4) 給食時間	⑩	給食時間、意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
(5) 清掃時間	⑪	重い物や汚れた物を扱うことが多い。
	⑫	清掃時間、一人だけ離れて掃除をしている。
(6) 帰りの会から下校	⑬	責任を押し付けられたり、追及されたりすることが多い。
	⑭	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとししない。
(7) 学校生活全般	⑮	グループ分けなどで所属がなかなか決まらない。
	⑯	本意でない係や委員に無理やり選出される。
	⑰	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
	⑱	持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
	⑲	持ち物がなくなったり、壊されたりすることがある。

② 会話・・・休み時間・給食・放課後等のさりげない話による情報収集

③ 個人面談

- ・児童・・・該当児童との面談は周囲への配慮が必要
- ・保護者・・・情報収集を確実にする

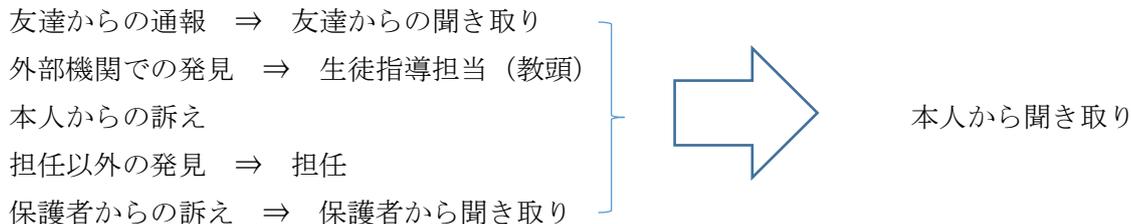
④ アンケートの実施・・・個人面談の予備知識とする

⑤ 他の教職員、保護者、児童からの情報へも耳を傾ける

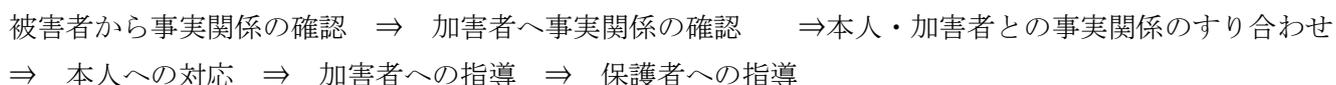
7. いじめを認知した場合の対応について

(1) 事実の把握方法

① 被害者本人に対して（聞き取る場合は、周りの環境に配慮する）

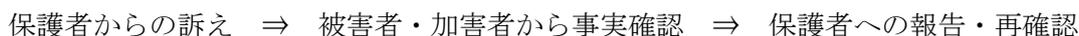


② 加害者に対して



※被害者と加害者の人数差・力関係が大きい場合は、被害者と加害者を対面させずに聞き取る。

③ 保護者に対して



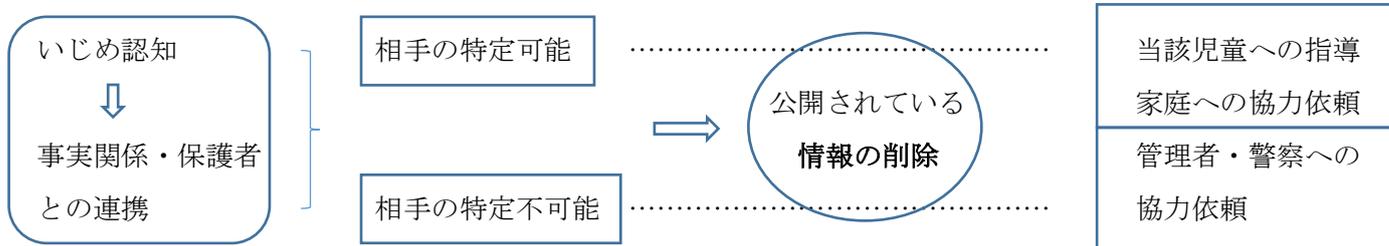
(2) 加害者が被害者および通達者に圧力をかけない防止対策

加害者に対して誰から聞いたかは伝えず、いじめの事実確認を行い、加害者の気持ちを受容しながら話を聞く。その上で、被害者の苦しみや不安を具体的に伝え、今後二度と同じことを繰り返さないように確実に指導する。

(3) いじめの調査結果について

加害者、被害者から調査したいじめの結果については、加害者、被害者の保護者に必ず連絡・通知を行う。

(4) インターネット（メール・ライン等）を通じて行われるいじめへの対応



8. 指導について

(1) 被害者へのケア

<一次対応>

いじめの事実関係の正しい把握

「いつ・どこで・誰に・何をされたか」を具体的に記録する。

いじめられた児童の安全を確保する

「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ということを伝える。

緊急性や深刻さを考慮する場合は、担任外の先生の支援（つきそい・目配り）を行う。

教室に入れない場合は、無理はさせず保健室登校を促す。

<3本の柱>

- 1 被害者へのケア
- 2 加害者への指導
- 3 保護者への対応

<二次対応>

支援体制の確立

*いじめられている児童と最も信頼関係ができていない教師が中心となって支援体制を確立する。(担任、学年主任、担任外、養護教諭などと協力)

<三次対応>

継続した対応

*日常的な観察や定期的なアンケート調査などを行い、継続して十分な配慮を行う必要がある。

(2) 加害者への指導

<一次対応>

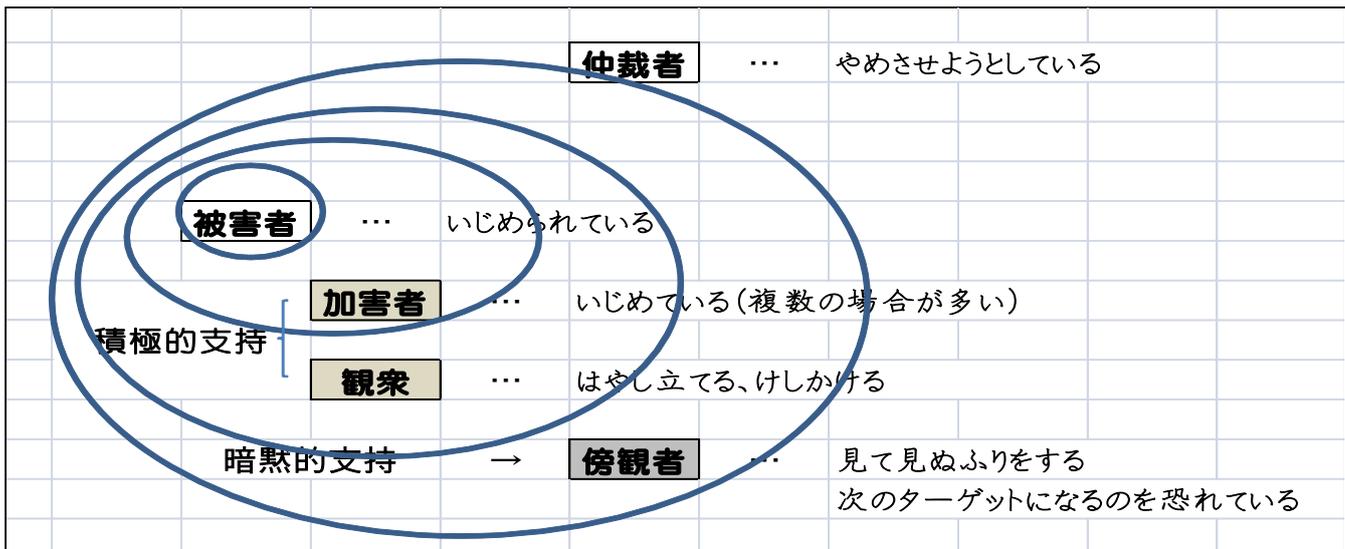
事実確認「いつ、どこで、誰が、何をした」を記録する。

※時系列で整理 → 資料作成することで相違が明らかになり、広がりも明らかになる

<二次対応>

- ① 冷やかす・からかいへの対応は、行為の理不尽さを理解させる。
- ② 仲間はずれ・無視・もの隠しへの対応は、当事者の不満不信に耳を傾け受容の姿勢が必要である。
- ③ 脅し・たかり・暴力への対応は、刑法にふれる犯罪行為であるとし、断じて許さない。指導に当たっては関係機関との連携が不可欠。

(3) 観衆や傍観者への指導



1 いじめている子（複数の場合が多い）、はやし立てる子、見て見ぬふりをする子がいる。 どの子も指導の対象である。

2 正義が言え、正義が行え、いじめを止める子がいる集団の自浄力を育てる。

いじめられる子は、いじめる子が怖い。 いじめる子は、いじめが悪いとはっきり言う子が怖い。

3 “私だけじゃない。” “だってあの子は笑っているよ。” “あの子はいつも「～だからだよ」” と言いつくをする。

この壁を破らないといじめ問題は解決しない。

(4) 被害者の親には・・・

- ・「わが子がいじめられてつらい思いをしている」 この事実を知った親の心情を十分理解して、学校側は誠意ある対応をすることが大切。
- ・新しい事実が判明した場合は逐次報告を行う。学校の様子や家での様子についても情報交換し、いじめられた児童の変容を把握するように努める。

(5) 加害者の親には・・・

- ・事実関係、今後の学校、学級の対応、指導の内容、方法を正確かつ丁寧に伝える。

*問題の発生=困ったことではなく、子どもの成長の契機ととらえ、保護者との信頼関係を築きながら、協働して問題の解決に当たる。ただし、暴力や金銭強要を含む行為については、毅然とした対応が必要。

<保護者に情報を提供するときのポイント>

- 誠意ある対応
- 直接事実を伝える（電話は避ける）
- 一人で対応しない（複数同行）
- 何回かの情報交換
- わかりやすく、明確に（専門用語を羅列しない） などに注意する。

9. 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、直ちに教育委員会に報告する。
- ・教育委員会の指示のもと、第三者からなる組織（いじめ防止対策委員会）を設け調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。
- ・児童（生徒）の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

（参考）いじめ防止対策推進法 第23 条第6 項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

10. その他

- ・学校評価時に保護者に「札幌市立南郷小学校いじめ防止基本方針」についての、意見をいただき、改訂の原案を作成し、「南郷小学校 いじめ対策委員会」で原案についての意見をいただき、改訂を行う。
- ・適宜「札幌市立南郷小学校いじめ防止基本方針」を見直し、必要がある時は適切に改訂を行う。

<別紙> 主な関係機関一覧 令和5年4月現在

◇札幌市教育センター教育相談室671-3210◇札幌市教育委員会少年相談室211-3863

◇札幌市児童相談所622-8630◇子どもの権利推進課211-2942

◇相談指導教室・教育支援センター

- ・真駒内相談指導教室（まこまる内）215-0435
- ・新琴似相談指導教室（新琴似小学校内）765-8378
- ・伏見相談指導教室（伏見小学校内）551-0851
- ・教育支援センター宮の沢（ちえりあ内）668-2002
- ・教育支援センター白石（リフレサッポロ内）826-4671
- ・教育支援センター月寒（月寒中学校敷地内セミナーハウスつきさむ内）795-4244

◇札幌市こころのセンター（札幌市精神保健福祉センター）622-0556

◇各区少年育成指導室

- ・中央区205-3221・北区757-2408・東区742-5525・白石区861-2423
- ・厚別区895-2442・豊平区822-2427・清田区889-2406・南区582-4723
- ・西区641-6927・手稲区681-2446

◇民生児童委員、主任児童委員問い合わせは各区役所保健福祉部保健福祉課へ

◇青少年育成委員問い合わせは各区役所地域振興課地域活動係へ

◇家庭児童相談室

- ・中央区511-7226・北区757-1182・東区711-3212・白石区862-1881

- ・厚別区895-2497・豊平区822-2472・清田区889-2049　・南区581-5211
- ・西区621-4241・手稲区681-1211

《警察署》

- ◇北海道警察本部少年サポートセンター251-0110
- ◇札幌市内警察署（生活安全課少年係※中央署は生活安全第一課少年係）
 - ・中央署242-0110・北署727-0110・東署704-0110・白石署814-0110
 - ・厚別署896-0110・豊平署813-0110・南署552-0110・西署666-0110
 - ・手稲署686-0110

《電話相談窓口》

- ◇札幌市教育センター教育相談室671-3210
- ◇札幌市児童相談所189（「いちはやく」全国共通ダイヤル）または622-8630
- ◇子ども安心ホットライン（子ども虐待電話相談） 622-0010（24時間）
- ◇いじめ電話相談（少年相談室） 0120-127-830（フリーダイヤル）
- ◇全国统一の24時間子供SOSダイヤル0120-0-78310（フリーダイヤル24時間）
- ◇少年相談110番（道警本部少年サポートセンター） 0120-677-110（フリーダイヤル）
- ◇札幌市子どもの権利救済機関子どもアシストセンター 0120-66-3783（子ども専用フリーダイヤル）
211-3783（大人用相談専用電話）

assist@city.sapporo.jp

- ◇興正子ども家庭支援センター765-1000（8:00～24:00）
- ◇羊ヶ丘児童家庭支援センター854-2415（9:00～18:00YOU・勇・コール）
- ◇札幌南子ども家庭支援センター591-2200（24時間）
- ◇札幌乳児院児童家庭支援センター879-6264（緊急時24時間）
- ◇子どもの人権110番（札幌法務局） 0120-007-110（フリーダイヤル）
- ◇チャイルドラインほっかいどう0120-99-7777（フリーダイヤル）

<参考>インターネット上の違法・有害情報、トラブル全般に関する相談窓口

- ・総務省支援事業「違法・有害情報相談センター」 <http://www.ihaho.jp/>
- ・警察庁「インターネット安全・安心相談」 <http://www.npa.go.jp/cybersafety/>
- ・安心ネットづくり促進協議会 <https://www.good-net.jp/>

チェーンメール等、迷惑なメールに関する相談窓口

- ・一般財団法人日本データ通信協会～迷惑メール相談センター <https://www.dekyo.or.jp/soudan/>
- ・インターネットホットライン連絡協議会 <http://www.iajapan.org/hotline/>